

- を設け、かつ、すき間がなく、清掃が容易に行える構造であること。
- (8) 洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の給水（湯）栓を備えること。
- (9) 浴槽水の温度を明示するため、入浴者が容易に見える位置に温度計を備えること。
- (10) 屋外に浴槽を設ける場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものとする。
- ア 男女を区別し、相互にかつ屋外から見通すことのできない構造とすること。
- イ 脱衣室、浴室等から直接出入りすることができる構造であること。
- ウ 屋外には、洗い場を設けないこと。
- (11) サウナ設備を設ける場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものとする。
- ア サウナ室は、男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材質を用いた構造とすること。
- イ サウナ室の床面は、排水が容易に行えるような適当なこう配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。
- ウ サウナ室又はサウナ設備の蒸気又は熱気の放出口及び放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造とすること。
- エ サウナ室又はサウナ設備には、温度調整設備を備えるとともに、室内には温湿度計及び非常用ブザーを設けること。
- オ サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
- 2 一般公衆浴場の営業者が講じなければならない構造設備に関する措置の基準以外の措置の基準（以下「その他の措置の基準」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 8才以上の男女を混浴させないこと。
- (2) くし、タオル又はヘアブラシを備える場合は、新しいもの又は使用者ごとに消毒したものとする。また、カミソリを備える場合は、新しいもののみとし、使用済みのカミソリを廃棄するための容器を備えること。
- (3) 脱衣室及び浴室の床及び壁、便所、屋外の浴槽に付帯する通路等並びに脱衣室及び浴室に備える器具で入浴者が直接利用するものは、毎日清掃し、又は洗浄し、1月に1回以上消毒を行うこと。
- (4) 下足場、脱衣室、浴室、便所及び屋外の浴槽に付帯する通路等は、ねずみ、昆虫等の生息状況について毎月1回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。
- (5) 入浴者の数に応じ、浴室ごとに適当数の洗いおけ及び腰かけを備えること。
- (6) 浴槽水は、適温を保つこと。
- 第3条を第4条とする。
- 第2条中「公衆浴場の設置」を「一般公衆浴場の設置」に、「公衆浴場（第4条第1項に掲げるものを除く。以下「一般公衆浴場」という。）」を「一般公衆浴場」に、「当該公衆浴場」を「当該一般公衆浴場」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。
- (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 一般公衆浴場 温水等を使用し、同時に多数の者を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設をいう。
- (2) その他の公衆浴場 一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。
- 附 則
- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 改正後の熊本県公衆浴場基準条例第4条第1項並びに第5条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に新築又は改築の工事に着手する公衆浴場について適用する。

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第15号

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

熊本県旅館業法施行条例（昭和33年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法第4条第1項の規定により、旅館業を営む者がその営業の施設について、講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準」を「法第4条第2項の措置の基準（レジオネラ症の発生防止に関するものを除く。）」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 採光又は照明は、次の要件を満たすものであること。
- ア 玄関にあっては、300ルクス以上
- イ 食堂にあっては、150ルクス以上
- ウ 調理室及び配膳室にあっては、100ルクス以上
- エ 客室、ロビー、脱衣場、洗面所及び便所にあっては、70ルクス以上
- オ 浴室にあっては、30ルクス以上
- カ 廊下及び階段にあっては、70ルクス以上（深夜にあっては、30ルクス以上）
- 第4条第1項第4号を次のように改める。
- (4) 客室、廊下その他必要な場所に、くず入れを備え、適切に管理すること。

第4条第1項第5号ア中「ふとん及びまくら」を「布団及び枕」に、「ふとんえり及びまくらおい」を「布団カバー及び枕カバー」に改め、同号イ中「ふとんえり、まくらおい及び浴衣」を「布団カバー、枕カバー及び寝衣」に、「せんたく」を「洗濯」に改め、同項第6号から第8号までを次のように改める。

(6) 入浴施設の管理は、次のとおりとすること。

ア 脱衣室、洗い場及び屋外の浴槽に付帯する通路等は、毎日清掃し、1月に1回以上消毒を行うこと。

イ 共同用の浴室には適当数の洗いおけ及び腰掛けを備えること。

ウ くし、タオル又はヘアブラシを備える場合は、新しいもの又は使用者ごとに消毒したものとする。また、カミソリを備える場合は、新しいもののみとし、使用済みのカミソリを廃棄するための容器を備えること。

エ 浴槽水は、適温を保つこと。

(7) 洗面所は、飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

(8) 便所は、1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔に保つとともに、手洗設備は、消毒液又は石けんを備えるなど手洗いに常に支障がないようにすること。

第4条第1項第10号を次のように改める。

(10) 宿泊者が感染性の病気にかかっていることが明らかになったとき又はその疑いがあるときは、その宿泊者が利用した客室、寝具及び器具類を完全に消毒すること。

第4条第1項第11号ア中「及び旅館営業」を「、旅館営業及び下宿営業」に改め、同号ウを削り、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 従業者が感染性の病気にかかったとき又はその疑いがあるときは、業務に従事させないこと。

第4条第2項中「前項第11号」を「前項第12号」に改める。

第6条第1項本文中「構造設備の基準」の次に「(レジオネラ症の発生防止に関するものを除く。)」を加え、同項第5号中「浴室」を「入浴施設」に改め、同号に次のように加える。

エ 浴槽は、耐水性の材料を用いるとともに洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面からおおむね5センチメートル以上の適当な高さを有すること。また、必要に応じて手すり及び内側に階段を設けること。

オ 浴室の周壁は、床面から1.3メートル以上を耐水性材料で構築すること。

カ 洗い場の床は、耐水性の材料で構築し、流し場が停滞しないような適当なこう配を設け、かつ、すき間がなく、清掃が容易に行える構造であること。

キ 共同浴室を設ける場合、洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の給水(湯)栓を備えること。

ク 屋外に浴槽を設ける場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

(ア) 男女を区別し、相互にかつ屋外から見通すことのできない構造とすること。

(イ) 脱衣室、浴室等から直接出入りすることができる構造であること。

(ウ) 屋外には、洗い場を設けないこと。

ケ サウナ設備を設ける場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

(ア) サウナ室は、男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材質を用いた構造とすること。

(イ) サウナ室の床面は、排水が容易に行えるような適当なこう配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。

(ウ) サウナ室又はサウナ設備の蒸気又は熱気の放出口及び放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造とすること。

(エ) サウナ室又はサウナ設備には、温度調整設備を備えるとともに、室内には温湿度計及び非常用ブザーを設けること。

(オ) サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

第6条第2項から第4項までの規定中「構造設備の基準」の次に「(レジオネラ症の発生防止に関するものを除く。)」を加える。

附 則

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

2 改正後の熊本県旅館業法施行条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後に新築又は改築の工事に着手する入浴施設について適用する。

熊本県特定食品衛生条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第16号

熊本県特定食品衛生条例の一部を改正する条例

熊本県特定食品衛生条例(昭和50年熊本県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第5条」を「第35条」に、「第21条第1項」を「第52条第1項」に改め、同項第2号中「第5条」を「第35条」に、「第21条第1項」を「第52条第1項」に改める。

第4条中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に、「前条第1項」を「第3条第1項」に改める。